

# 厚生常任委員会

令和6年5月21日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎溝部真紀子

井上 卓也

中川 議長

○濱 眞理子

横田 敏文

齋藤 文夫

宮崎 和彦

## 2. 理事者出席者

町 長 中西 和夫 副 町 長 加藤 惠三

総 務 部 長 西巻 昭男 住 民 生 活 部 長 栗本 公生

住 民 生 活 部 次 長 北 典子 福 祉 課 長 中 原 潤

同 課 長 補 佐 明石 将樹 同 係 長 市川 由真

子 育 て 支 援 課 長 佐谷 容子 国 保 医 療 課 長 猪川 恭弘

同 課 長 補 佐 細川 友希 環 境 対 策 課 長 東浦 寿也

同 課 長 補 佐 三原 進也 住 民 課 長 峯川 敏明

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 濱委員、齋藤委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の全員協議会で、厚生常任委員会の委員構成が変わりました。

私、この1年間委員長を務めさせていただきます。濱副委員長ともどもよろしく申し上げます。

初めに町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、濱委員、齋藤委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく申し上げます。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりです。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

例年5月30日、ごみゼロの日に近い休日から6月の環境月間に実施をしております、町内一斉清掃活動である「いかるがの里クリーンキャンペーン」についてであります。本年は、6月1日の土曜日に実施をさせていただく予定としております。

清掃活動につきましては、町内25か所の集合場所から、町内7か所に設置いたします解散場所まで、自由なルートで清掃活動を実施していただくこととしており、集合場所において、ごみ袋や軍手などの清掃用具などを配布させていただくこととしております。

また、実施時間は、午前8時から午前9時30分までとしており、9時30分までにゴール地点に排出をいただき、その後、職員により回収を行って参ります。また、雨天の場合は、午前6時30分に開催の可否を決定し、ホームページ等により周知をさせていただくとともに、天候等の状況を鑑み、当日、参加賞として配布を予定しております、水菜やゴーヤの苗の配布方法について、ご案内をさせていただくこととしております。

なお、クリーンキャンペーンの開催につきまして、住民の皆さま等には、広報等で周知をさせていただいております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
濱委員。

濱委員 毎年、必ず参加されているという方もありますけれども、高齢であったりとか、いろんなことでね、参加できない方もあると思うんですけれども、毎年の分はどのくらいの方が参加されたとか、そういうデータはあるんですか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 集合場所で配布をしております、ルート図等でだいたい千人近くの方々がご参加いただいておりますということで、把握しているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 令和5年度国民健康保険税の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療  
課長

おはようございます。

(1) 令和5年度国民健康保険税の不納欠損についてご報告申しあげます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

地方税法の規定に基づきまして、令和5年度の国民健康保険税の不納欠損処分を行ったものについて、ご報告するものであります。

(1) 事由別内訳表であります、全体で70人、金額で829万118円の不納欠損処分を行いました。内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。地方税法第15条の7第4項につきましては、滞納処分する財産がないなどで滞納処分の停止が3年間継続し、納付義務が消滅したものでございます。

地方税法第18条第1項につきましては、5年間の時効により徴収権が消滅したものではありませんが、これらいずれにつきましても、財産調査を行い滞納処分できる財産がなかったため、滞納処分の停止を行ってまいりましたが、先に時効となってまいりますため、改めて財産調査を行いまして、滞納処分できる財産がありませんでしたので、地方税法第18条第1項の規定により不納欠損をさせていただいたものであります。

次に、裏面をご覧ください。(2) 年度別内訳表であります。令和5年度不納欠損処分について、年度別の件数と不納欠損額を表したものでございます。

次に、2枚目をご覧くださいませでしょうか。(3) 不納欠損処分の推移といたしまして、過去5年間の状況を表しております。件数、金額ともに昨年度より減少しておりますが、年度の状況によりまして増減しているところでございます。

国民健康保険税の滞納対策につきましては、滞納者との接触機会をより多く確保するとともに、納付相談や納付指導によりまして、生活状況等の把握に努め、滞納の解消に努めているところでございます。また、滞納者の担税力の調査、差押え等も積極的に行いまして、被保険者の負担の公平性を確保していき

たいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、令和5年度国民健康保険税の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
齋藤委員。

齋藤委員 年度別の分が、人数が少しずつ増えているような感じがするんですけども、金額は別にしまして。これは何か、傾向だとか、何か、あるのかないか、そのへんのところ分かりましたら、教えてもらえませんかでしょうか。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 件数、人数のことでございますが、いわゆる年度による傾向というのはございませんで、執行停止等を行って、処分を実施してまいりました数が、その年度によって違いますので、特段に、委員おっしゃっている、何年に何人、増えたり減ったりすることもございますので、そのようにご理解をいただければと思います。

委員長 ほかにございませんか。 中川議長。

議長 そもそも、収入がない、財産がないということで時効消滅とか、不納欠損処分になっているんですけど、こういう人らに、不納欠損する前に、何か手立てってないのかな。そういうのは、ないのかな。こんな人ら、不納欠損された人らは、またゼロからのスタートで、国民健康保険は入れているんやんな。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 おっしゃっていただいたように、収入がない、所得がないという方につきましては、相談等するなかで、こちらも把握するなかで、なかなか納付が難しい

という分については、このようなかたちで処分していくという形にはなりませんけれども、今現時点では、そういった、なにかそういう手立てというのは特段にはないわけですが、状況によりましては、いわゆる生活保護ですとか、そういった部分の相談を受けられればというようなことでの、相談等の話はさせていただきますことはございます。

現時点で、最低限の収入がないということになりますと、保険料も当然、軽減というのがございまして、一番最低の金額になってまいりますので、そういった部分ではできるだけ、頑張ってもらって収めていただくということで、今、進めているところでございます。

議長 ずっと、時効消滅とか、3年、5年の間、職員さんの業務の負担も考えたら、前もって所得が、収入がない、財産がない人に、はじめに手立てあったら、職員の負担も軽減できるし、ずっとこれ、接触していかなんわけやろ、3年、5年の間。してんのか、してへんのか分からんけど。

また、そんなも調べてもうて、手立てないのか、また調べておいてください。

委員長 ほかにございせんか。

( な し )

委員長 次に、(2)令和5年度介護保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項(2)令和5年度 介護保険料の不納欠損についてご報告申しあげます。恐れ入りますが、お手元の資料2をご覧くださいませうでしょうか。

令和5年度では、令和6年3月31日付けで、介護保険法の規定に基づき、徴収することができなくなった介護保険料につきまして、納付者実人数で27人分106万9,540円を不納欠損しております。

不納欠損処分をいたしました事由でございますが、介護保険法第200条第1項の規定による消滅時効でございます。

これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生したときから未納のお知らせ、納付の督促、催告等を行ってまいりましたけれども、納付が得られないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損を行ったものでございます。

下の表は、今回、不納欠損いたしました年度別の納付者数と保険料の内訳をお示ししております。令和2年度から令和3年度の2か年分となっております。

次に、資料の裏面をお願いいたします。(3)不納欠損の状況といたしまして、平成30年度から令和5年度までの不納欠損を行いました納付者の実人数と保険料の推移をお示ししております。令和5年度の不納欠損額は前年度と比較いたしますと、納付者数は前年と同数の27人、不納欠損額では2万8,470円の増となっております。

介護保険料の不納欠損処分につきましては、保険料の納付の公平性の観点からも、適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、令和5年度介護保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。何卒、ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
齋藤委員。

齋藤委員 さきほど、議長もおっしゃってましたけども、調査される際にですね、資産あるのか、ないのか、国保と介護保険と部署が違いますけれども、それは別々にやっているのですか、それとも、一緒に共同してやっているのですか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 対象者が基本的には違いますので、それぞれの課で対応しております。徴収

につきましては、もし、同じ被保険者の方がいらっしゃいましたら、あわせて、どちらかの課と一緒にということもございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3) 令和5年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 各課報告事項の(3) 令和5年度後期高齢者医療保険料の不納欠損についてご報告申しあげます。資料3をご覧くださいませでしょうか。

(1) 事由別・年度別内訳表でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、令和5年度において後期高齢者医療保険料の不納欠損処分を行ったものでございます。高齢者の医療の確保に関する法律第160条の規定に基づき、2年間の時効により徴収権が消滅したことによるもので、人数が3人で、金額で348,800円でございます。

次に、(2) 不納欠損処分の推移といたしまして、平成30年度からの件数と金額を記載させていただいております。後期高齢者医療保険料につきましても、国民健康保険税と同様、滞納者との接触の機会をより多く確保し、生活状況等の把握に努め、滞納の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申しあげます。

以上、令和5年度後期高齢者医療保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
宮崎委員。

宮崎委員 今年の不納欠損額、348,800円やったかな。この以前のやつは、二人で5万4千円とか3万円とかなんですけども、これやっぱり、人によって収

める金額って違うんですよね。それで、こんだけ、3人で34万っていったら結構な値段やから、ちょっとそのへん教えていただけますか。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 今、委員がおっしゃっていただきましたように、各個人によりまして、所得等の状況が違いますので、保険料の額も当然違ってまいります。

今回につきましては、ひとりで30万円ほどの欠損が発生しているところでございます。これにつきましては、事業をされていましたが、それを辞められたため、収入が無くなったため、滞納がございましたが、その一部につきましては、生命保険がありましたので、それを解約により、充当をさせていただきましたが、今回の所得の更正に伴います保険料の増加分につきまして、それ以上の財産がございませんでしたので、今回、不納欠損というかたちで処分をさせていただいたところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(4)令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する給付金について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、(4)令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する給付金について、福祉課よりご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料4をご覧くださいませでしょうか。

本事業につきましては、令和5年10月26日に政府で開催されました政府与党政策懇談会における総理指示及び令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、先に実施したデフレ完全脱却のための総合経済対策における低所得の住民税非課税世帯への7万円の給付金、住民税均等割のみ課税世帯への給付金、併せて令和5年度における住

民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付への加算としての「こども加算」に加え、令和6年度における新たな住民税非課税世帯等に対し給付金を支給するものであり、令和6年5月下旬に専決処分による予算補正により、速やかに対応してまいりたいと考えております。

それでは、事業の実施概要につきましてご説明をさせていただきます。

まずはじめに、1、給付金の支給額であります。①として、新たに住民税均等割非課税となる世帯につきましては、1世帯あたり10万円であります。そして、②として、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯につきましても、1世帯あたり10万円あります。

次に③として、①、②の令和6年度における新たな住民税均等割非課税世帯等への給付を行う当該支給対象者の世帯員である18歳以下のこども加算の支給額は、児童1人あたり5万円あります。

次に、2、対象者であります。①として、新たに住民税均等割非課税となる世帯の対象者は、新たに令和6年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主であります。そして、②として、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯の対象者は、①の世帯を除く減税前において新たに令和6年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯の世帯主であります。

次に③として、こども加算につきましては、①、②の令和6年度における新たな住民税均等割非課税世帯等への給付を行う当該支給対象者の世帯員である18歳以下のこども、生年月日でいいますと平成18年4月2日生まれ以降の児童となります。

次に、3、基準日であります。令和6年6月3日に住民登録のある世帯となります。

次に、4、対象世帯見込数であります。①として、新たに住民税均等割非課税となる世帯は300世帯、②として、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯は400世帯、③として、①、②の世帯に対するこども加算の対象児童は200人と見込んでおります。

次に、5、支給の流れであります。令和6年8月中旬頃、対象者に対し、確認書を送付させていただきます。その確認書を受け取った人は、内容を確認し、給付金の受給該当者であると確認された人は、同封の返信用封筒におい

て、その確認書を返送していただき、役場においてその内容を確認し、返送された確認書に不備がない場合、随時、支給をしてまいります。

最後に、6、広報でございますが、町ホームページにおいて給付金情報について掲載予定であります。また、申請期限のお知らせ等は町広報紙においても掲載予定としております。

以上、令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する給付金についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
齋藤委員。

齋藤委員 近所の人から、10万円の書類来たよとか、そういう話が何人か聞こえたんですけれども、それとこれとは別の話ですか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 現在も給付金というのは支給しているんですけれども、それは、令和5年度分の非課税者でありますとか、住民税均等割のみの世帯の給付金を実施しておりますので、これは令和6年度の新たにということで、令和5年度対象者以外の方、例えば、令和5年度は、例えば、課税であったけれども、令和6年度非課税になられた方への給付金になりますので、また、別のものがございます。

委員長 中川議長。

議長 これは、100%国の事業ですか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 基本的には、給付金につきましては、全額、10分の10で、国の事業でござ

ございます。

議長 さっきの税金のな、不納欠損。例えば、この10万円もらう人が滞納者であった場合、これを、滞納にあてるのか、あてへんのか、それだけちょっと教えておいてもらえますか。

福祉課長 給付金につきましては、所得として勘定しませんので、基本的には役場のほうで、それを滞納処分にあてるということはいたしません。  
この給付金につきましては、差し押さえ等にあててはならないものとして、国のほうで決められておりますので、役場のほうであらかじめということではできないものとなっております。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。  
東浦環境対策課長。

環境対策課長 環境対策課のほうから、収集車等の事故が2件発生いたしましたので、その概要をご報告させていただきます。

1件目は、去る3月18日、月曜日、正午頃、事業系一般廃棄物搬入展開検査実施のため、最終処分場へ向かう際、法隆寺西3丁目地内、役場南西側交差点北側において、役場地下駐車場から国道25号に向かい南下していた際、信号待ちをしていた車両に追突するという事故が発生いたしました。当日、運転しておりました車両は、公用車の車検による代車であり、ブレーキを踏み損ねるという運転ミスが原因と思われま。

追突いたしました相手方車両及び代車車両の修理につきましての示談が成立いたしましたことから、損害賠償の額の決定及び一般会計補正予算につきまして、令和6年5月9日付で、専決処分させていただいたところであり、6月議

会定例会におきまして、改めてご報告をさせていただく予定としております。

2件目は、去る3月21日、木曜日、午後1時30分頃、衛生処理場へ持込をされました住民のごみを最終処分場へ搬入するため、最終処分場へ向かっておりました際、斑鳩町大字法隆寺地内、町道157号線、毛無池南西カーブ付近におきまして、山側より降りてこられましたバイクが、カーブ手前で転倒され、そのまま当町の塵芥収集車に接触するという事故が発生いたしました。

その後、警察等の調査から、相手方の全過失による物損事故としての取扱いとなり、現在、当町塵芥車両の修理手続きを進めているところであります。

なお、当町の過失割合は無しということで相手方の了解も得ており、塵芥車両の修繕手続きが完了いたしましたら、示談手続きを進めてまいります。

以上、環境対策課からのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
中川議長。

議長 最初の一発目の事故。被害者の車両の損害賠償は、代車の保険からでるのかな。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 追突いたしました相手方の車両につきましては、代車提供業者の保険業者と協議をさせていただくなか、保険会社のほうでは、全損扱いとされまして、相手方車両の時価額、市場価格までしか、支払いしかできないということで、相手方車両の修理費用と保険会社の保険適用額との差額につきましては、町が補填するということとさせていただいたところであります。

議長 まあ、被害者にとっては当然というか、ありがたいというか、普通の話やねんけど。だいたい、保険屋が定めた金額で、示談できると。裁判起こした時には、保険屋さんが3万円と出した金額でだいたいおさまるとよう聞くねんけど、町やからそんなことできひんねんやけれど。それはそれで理解しておきま

す。

2点目の事故、バイクって説明したと思うけれど、あれ、ゴルフ場の機械違うかったん。バイク。

環境対策課長 相手方はバイク、関西電気保安協会の職員の方が、山のほうから下りてこられて、3輪バイクっていうんですかね、後ろ2輪ついているタイプで、あのバイクで下りてこられた際に、転倒されて、接触したという事故でございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。 齋藤委員。

齋藤委員 来年度から始まるのかわかりませんが、戸別収集の件ですね、住民から、「こんな狭い道、どうやって戸別収集するの。」とかですね、いろんな話聞くんですけど、それをなんか、うやむやなまま、決まらないまま、放っておくというのは、なんか、住民に対してもストレスたまるんじゃないかなと思うんですけども、そのへんのところの、具体的に、この場合はこうする、こんな場合はこうするとか、はっきりと住民に説明するようまで決めていただくのはいつくらいまでに決めるのか、そのへんのところのスケジュール感というのを教えてもらえませんかでしょうか。

委員長 栗本住民生活部長。

住民生活部長 令和7年度を目途として、戸別収集の実施を今、計画しておりますが、議会の一般質問、またこの厚生常任委員会等々で、いろいろ意見をいただいておりますので、今、その意見の調整を、協議をしておりますので、もうしばらくお

時間を頂戴して、しかるべき時期に住民のかたに、いろいろ提案をしたいなどというふうに思っておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

齋藤委員　しばらくというのは、どのくらいのイメージなんですか。たとえば、6月の開会中の委員会なのか、9月なのか、そのへんのところは。住民からこんなふうにするの、こんなふうしたらいいのとか、質問がいっぱい出てくると思うんですけども、そういうのは答えるシステムみたいなんがあるのかなのか、そのへんのところも、分かっている範囲以内で、決まっている範囲以内でというか、考えている範囲以内で教えてもらえませんかでしょうか。

住民生活部長　当然、令和7年度を目途としておりますので、令和7年度予算には、なんらかの反映をさせていかなければならないと考えてます。この秋口までには、ある程度のかたちをまとめたいたいというふうには、担当者としては考えているところでございます。

また、住民の方から直接問い合わせも、何件か、環境対策課のほうにきておりますので、気軽に相談をいただけたら、今わかる範囲では、答えさせていただきます。また、住民の説明会、自治会長の説明会等々も計画をしておりますので、そういうところで詳しくお話をさせていただきたいと考えておるところでございます。

齋藤委員　ぜひ、決まってから、やっぱりまた変更するとか、どうのこうのとかって、やっぱりとりやめするとかないように、慎重に慎重に考えて、実施いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

委員長　濱委員。

濱委員　私も、斑鳩町の住民のみさなんのごみに対する構えっていうのはね、もっともっと分別とかが、なかなかできていない市町村の方からすると、住民の意識もすごく高くて、築きあげてきたっていうのかな、町と住民が一緒になってと

ということなんでね、ぜひとも、住民のみきなんが、新しく今始めようとしているそういうやり方っていうのにも、しっかりと取り組んでいけるように、町だけが突っ走っていったみたいなことにならないようにね、そのへんをね、大事にしてほしいなと思います。よろしく願いいたします。

委員長 横田委員。

横田委員 関連しまして、現状のことをお伺いしたいんですけども、例えば、今、高齢者のごみ出しの支援、これを利用されている世帯数がどんなものか。

もう1点は、その集積所にいろいろ課題があるっていうふうに、理由としてお聞きしていますけれど、どんな課題があるのか、この2点、ちょっと教えていただけますか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 まず、1点目の安心サポート収集事業でございまして、ちょっと今、詳しい数字は。一応、申請、受付、現在で100世帯程度でございます。

あと、集積所の課題と言いますのは、いろいろ多岐に渡るんですけども、例えば、集積所で、自治会に入っておられない方に集積所が利用できない等々もございまして、やはり、その集積所の管理がなかなか、高齢者になったら、なかなか清掃当番ができないということで、出すのをためられるかたもおられるということも聞いているところでございます。

あとは、高齢者のそうですが、共働きの方々には、やはりなかなか、その順番で、清掃当番ができないということもございまして、さまざまな集積所の課題、細かいところから、大きな課題まで、いろいろお伺いしておるところでございまして。

横田委員 分かりました。結構です。

委員長 中川議長。

議 長 今の課長の答弁のなかにな、自治会に加入していな方がその集積所を使えないとあったけど、それをいうてもたらな、自治会に入らなくてもええやんっていうのが広まらないかなと思って。あまり、それを理由にしないほうがええのと思うねんけど、どうですか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策 申し訳ございません。そのへんあたりでも、ご相談があった場合は、自治会課長 と個人さんの間に町が入る形で、両方でその集積所を使っていただくようなかたちで、対応をしているところでございます。

町としましても、自治会離れをできるだけ止めるために、努力をさせていただいているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。  
お疲れ様でした。

( 午前 9時38分 閉会 )